

# 権利擁護は地域共生社会の礎 対人援助職は「自己認識」の視点を

**身** 寄りのない高齢者の増加や障害者の高齢化などから、権利擁護支援は今後さらに多くの人が必要になります。そこで、成年後見制度や権利擁護に関する研究に携わりケアマネジャー向けの研修なども多く行っている筑波大学の永野叙子さんより、権利擁護支援の法制度に関する解説と、対人援助職に向けた提言をご寄稿いただきました。

執筆 ▶ **永野 叙子** ● 筑波大学 人間系 生涯発達専攻 特別研究員  
武蔵野大学 非常勤講師、介護保険認定審査委員、社会福祉士



## 権利擁護を支える法制度の現状

2022年4月から第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下、第二期計画）が進められています<sup>1)</sup>。第二期計画では、地域共生社会の実現と権利擁護支援の推進を根幹とする政策の方針が定まりました。ここでは、「尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加」を図るために、高齢者、障害者を問わず日常的な意思決定支援によって権利擁護支援を推進することが掲げられています。そこで本稿は、権利擁護を支える法制度がどのような理念や考え方によって成り立ってきたのかを改めて確認し、第二期計画がめざす方向性を踏まえて、介護支援専門員に「期待される権利擁護支援のあり方」について対人援助の視点から考察します。

1990年半ばからの社会福祉基礎構造改革により、これまでの行政の措置により提供されてきた高齢者や障害者にかかる福祉サービスの多くが利用者の利用契約に転換し、「利用者主体」「自己決定の尊重」「選択の自由」などが本人に保障されるようになりました。しかし一方で、判断能力が不十分な人や、1人ではサービスなどの選択が難しい人をどのように支えるのが新たな課題となりました。また、虐待にみられる権利侵害や、置かれた環境などの事情により、自分の意思を他の人に伝えることが難しいといった社会的に不利な立場に置かれる人に対しても、本人の意思を尊重しながら福祉的支援を行う仕組みが不可欠となりました。

そこで、成年後見制度、日常生活自立支援事業、各分野の虐待防止法など権利擁護の体制整備が進められてきました。

成年後見制度は、判断能力が不十分で財産管理や日常生活に支障がある人に対して、裁判所が後見人という「人」を選任してさまざまな法律行為（契約行為や各種手続きなど）を支援する制度です。自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーションの理念と本人の保護との調和を旨として、民法を改正して2000年に創設されました。成年後見制度では、財産管理（本人の預貯金のお出し入れ、不動産の管理等を行うことなど）のみならず、身上保護（本人のために診療・介護・福祉サービスなどの利用契約を結ぶことなど）も重視した権利擁護の手段として活用されています。しかし、その制度のあり方から、現実的には利用者は限られていると指摘がされています。具体的には、後見人に包括的な権限が付与されること、家庭裁判所が職権で後見人を選任し後見事務を監督すること、利用を開始すると生涯にわたって利用が継続すること、本人やその家族にとって使いづらく敷居の高い司法システムであることが、大きな妨げとなっています。

そこで、国は2016年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を公布・施行し、翌年に第一期成年後見制度利用促進基本計画（以下、第一期計画）を進めることで、成年後見制度を必要とする人が安心して利用できるように制度の運用改善と、全国どこでも制度にアクセスし易いように中核機関を設置するなどの体制整備を目指して、地域連携ネットワークづくりに着手しました。しかし、問題点と指摘された運用面での事項に関して一定の成果がみられたものの、運用による改善だけでは限界があり、2022年には国連の障害者権利委員会から、制度そのものの見直しが必要であるという指摘を受けるところとなりました。